

《平成 31 年 3 月定例会①（平成 31 年 3 月 8 日）》

〈要旨〉

- ・ 多数の子どもたちの参加が見込まれるイベントについて
- ・ スロープ付き公用車の導入について
- ・ 障害者手帳カード化について
- ・ カラーユニバーサルデザインについて
- ・ 音声コードについて
- ・ 奈良市犯罪被害者等支援条例について

〈会議録〉

◆林政行

おはようございます。新風政和会の林政行です。

通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

先月、京終駅観光案内所開所式典があり、私も見学させていただきました。奈良町を初め、市内に観光に来られる方々が京終駅からスタートして奈良市の魅力を再発見し、SNSなどで口コミ発信していただくことにより好循環を生み出し、奈良市の活性へとつながればいいと思っております。

今回の式典には多くの子供たちも見に来ていました。しかしながら、その子供たちの多くは式典を見れずに、またその雰囲気味わえずに帰っており、私はすごく残念な気持ちになりました。やはり式典には子供たちも見ることで何かを感じ、大人になったときエピソードや思い出として将来にもつながることで、それが奈良市にとっていい効果を与えるのではないのでしょうか。

そこで、観光分野に限らず、多数の子供たちの参加が見込まれる式典などにはある意味特別扱いをして、子供の優先席を設けることや積極的な参加を促すべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

◎市長（仲川元庸）

おはようございます。

ただいま的林議員からの御質問にお答え申し上げます。

京終駅観光案内所の開所式典についての御質問をいただきました。

京終駅につきましては、西日本旅客鉄道株式会社から無償譲渡を受け、駅舎の復元工事を完了したことによりまして、先月 23 日に京終駅まちかど観光案内所として開所式典を開催

したところでございます。

式典におきまして、JR西日本初のコミュニティ駅長を地域の方へ委嘱、また奈良市観光特別大使として加藤雅也さんへの委嘱もあわせて行いました。このこともあり、当日は想定以上の約500名を超える多くの方々にお越しをいただいたところでございます。

一方、議員御指摘のとおり、式典におきましては、子供やお年寄り、また障害をお持ちの方々のための席やスペースを設けなかったことによりまして、せっかくの式典が見られずに帰られた方、また見づらかったというお声もいただいております。配慮が足りなかったことにつきまして認識いたしております。

今後は、このような式典やイベントの開催に際しましては、子供向け、障害者の方向け、高齢者の方向けなどにも配慮をして、優先席やスペースを設けるなどの配慮もしてまいりたいと考えております。

◆林政行

子供たちや障害者、高齢者の方々に対し参加しやすい優先席やスペースを設けるなど、配慮することはもちろん大切です。ありがとうございます。

今回の式典でいえば、子供たちが式典を見たその先の行動を推測すれば、おのずと子供たちの席を設けてはどうかなどの議論が出て、それが形になっていたと思います。単に優先席やスペースを設けるのではなく、式典やイベントの意義を熟慮した上で、それに応じた対応を今後よろしく願います。

次に、奈良市の公用車について伺います。

私もスロープつき福祉車両で移動していますが、車椅子の方でスロープつき福祉車両を日々交通手段としているケースは結構多いと思います。

しかしながら、そうした福祉車両を個人で所有されている方もおられますが、そうでない方にとって災害などの緊急時に頼るのは、やはり行政であります。私は、介助者の負担が少なく済む、こうした福祉車両を自治体が所有することで、いざというときの人命救助につながると考えます。

そこで、公用車のうち、スロープつきの割合を設定し、公用車の更新時に順次導入し、配備してはどうかと思いますが、総務部長のお考えをお聞かせください。

◎総務部長（吉村啓信）

ただいまの林議員の御質問に自席よりお答え申し上げます。

市の公用車でスロープつきのものは、総合福祉センターに2台ございます。この車両は重度障害者の方の送迎用に導入いたしましたが、ふだんは職員が通常の公用車として使用しております。御質問いただきました災害などの緊急時には、市の人的資源、物的資源をフル

に活用いたしまして、市民の方の救助、支援に当たらなければならないものと考えております。

御提案いただきました内容は、車椅子を利用されている方が安全・安心に暮らしていただくための一つの御提案であると考えますので、現在所有しておりますスロープ付きの公用車の活用も含め、今後ともその必要性につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

◆林政行

ありがとうございます。

総合福祉センターで介護用お風呂に入浴希望される方で重度の障害者など、みずから総合福祉センターに来られない方を送迎するために導入した2台のスロープ付き公用車は、介護用お風呂の故障などでその役目がなくなり、現在、奈良市社会福祉協議会に貸し出しし、市社協の職員の方の利用と、みどり号の点検時の送迎に利用し、奈良市の職員の方が利用することはないようであります。

車椅子のままスロープ付き福祉車両に乗り、デイサービスに行く人をよく見かけるようになりました。もし災害が起きて、その人たちが移動しなければならないとき、スロープ付き福祉車両が幾ら普及してきているとはいえ、絶対数は明らかに足りない状況です。そして、これは私もそうですが、重度の障害をお持ちであれば、スロープ付き福祉車両しか乗れない方もいることも理解していただければと思います。そのときに役所が何台かでも所有していれば、それで助かる方が出てきます。公用車はかなり安い値段でリースしていると伺っておりますが、スロープ付き福祉車両も昔に比べれば安くなっておりますし、ふだんは座席をおろして、普通車両として使用できます。ここは市長の判断も必要かと思っています。市長、よろしくお願いします。

次に、障害者手帳カード化について伺います。

厚生労働省は、社会保障審議会障害者部会で障害者手帳のカード化を認める省令の改正案を提示し、委員はこれを大筋で承諾、施行はことし4月1日からであります。対象は身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳であり、会合ではカード型の手帳のイメージを提示し、大きさは運転免許証などと同じとなり、表面は顔写真つきで氏名や生年月日、障害名、障害程度等級などが記載されます。裏面の備考欄は住所変更時などに使われ、補装具費の支給状況などは書き込まないとしています。

厚生労働省は自治体に対し、プラスチックなどの丈夫な材料を用いること、偽造を防ぐ対策を施すことなどの指導を行い、あくまでも本人、家族が希望する場合はカード型の交付も可能という位置づけで義務化ではないとしています。

手帳を所持する身としては、便利さなどのさまざまな利点から奈良市の導入を望みますが、今後の対応を福祉部長お聞かせください。

◎福祉部長（堀川育子）

林議員の御質問にお答えいたします。

障害者手帳のカード化につきましては、議員お述べのとおり、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳につきましては、本年4月1日からカードの交付が可能となる予定で、カードを導入するかどうかにつきましては自治体の判断に任されております。

現在、手帳の交付につきましては、身体障害者手帳は本市が、また精神障害者保健福祉手帳につきましては県が交付をしております。

本市といたしましては、カード化の導入によりどのような効果があるのかなど、今後、他府県の状況も参考に調査、研究を行うとともに、また、障害の種別によりカード化の取り扱いが異なることがないよう、県とも調整をしまいたいと考えております。

◆林政行

ありがとうございます。

例えば、皆さんの保険証がパスポートサイズになったらどうでしょうか。財布とは別に所持しなくてはならず不便と感じる方が多いと思います。

障害者手帳は、パスポートより少し小さいサイズです。手帳を所持していると、電車やバスなどの交通機関の利用時や駐車場などで割引が適用されることがあり、その際には手帳の中身の確認があります。確認はルールですので、きちんとしていただくことは大切です。しかし、後ろで待っている方は、通常このルールを知らないで、中には嫌な態度をあらわしてこられる方もいます。カードであれば保険証と同様に一目でわかるので、その数秒間の行為がなくなり、嫌な思いをすることも減ります。また、日常で使用する機会が多い方は、たびたび提示しなければならず、現行の紙ではすり切れたり、角が折れたり、破損してしまうことがあるようです。これらが手帳を所持している身の率直な声であり、この声が国へと届き、今回のカード化の動きにつながっています。

奈良市は中核市であり、みずから行動を起こせる立場であります。これらの声を真摯に受けとめていただき、他府県や奈良県の様子をうかがうのではなく、みずから行動を起こしてカード化を早急に実現していくことを求めます。

次に、色の見え方が一般的なものと異なる色覚特性を持つ人がいます。この色覚特性は先天的なもので、治るといった性質のもではありません。ですから、外部から何らかの配慮や工夫がなければ、この特性を持った多くの児童・生徒は不利な状況に置かれたままになります。

しかし、子供たちにとっては、大半の時間を過ごす学校で文字が見えづらい、識別ができないということは想像以上にストレスになると考えます。学習そのものへの障害ともなり

得ることであるのですが、満足いく対応がとられていないと当事者の方はおっしゃっております。

日本眼科医会によると、例えば赤と緑、グイダイと黄緑、茶と緑などの認識が困難な先天性色覚異常の人は全国でおよそ 300 万人、割合にすると、男性の 20 人に 1 人、女性では 500 人に 1 人となります。また、色弱の保因者は女性の 10 人に 1 人の割合といます。男女各 20 人の 40 人学級ですと、色弱の男子が 1 人、保因者の女子が 2 人いることとなります。

そこで、前回の観光文教委員会において、教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、適切な指導がしっかりととられる体制、相談体制の確立、色覚チョークの導入などを求めた次第です。

色覚特性を持つ人たちが困るのは学校現場だけではありません。自治体が発行するハザードマップは、現実には色弱者にとって、かなりハードルの高いものが多いと言えます。それは、災害が起こる危険度が同一色のグラデーションで表現されており、しかもその箇所が細かく入り組んでいて識別しづらいためです。ハザードマップは、元来地域住民の安全・安心を確保するためにつくられたものなのに、いざというときに使いづらいのでは、これほど残念なことはありません。高知市や徳島県鳴門市や東京都調布市などでは、既にハザードマップをカラーバリアフリー化しています。

そこで、奈良市も同様の対応が必要と考えますが、危機管理監お聞かせください。

◎危機管理監（西岡光治）

林議員の質問に自席よりお答えさせていただきます。

ハザードマップのカラーバリアフリー化についてでございますが、議員お述べのとおり、現行の奈良市のハザードマップにつきましては、カラーバリアフリー化されておらず、一般の方には大きく違って見える色が、色覚特性をお持ちの方では似通って見えることがあるため、利用の際はハードルの高いものであるということは認識しております。

色覚特性をお持ちの方にとってもわかりやすいカラーバリアフリー化、これは社会全体で取り組むべき課題であるとの認識から、今後は先進自治体の取り組みなどを参考にさせていただき、ハザードマップのカラーバリアフリー化について調査、検討してまいりたいというふうに考えております。

◆林政行

ありがとうございます。

奈良市では、水害ハザードマップの更新時期が近づいていると伺っています。国土交通省の水害ハザードマップ作成の手引きには、水害ハザードマップの色彩等に関する配慮事項として、高齢者や色覚に障害のある方にも見やすくするため、色の明度差や組み合わせにも

配慮するとされています。水害ハザードマップとあわせて今後ハザードマップの更新時、また更新が当面見込めないのであれば、期限を決め、順次対応していただくようお願いします。

次に、現在、窓口環境整備計画が進められておりますが、その計画の中には案内表示などの更新も入っていると聞き及んでいます。

そこで、計画の段階でカラーバリアフリー化を取り入れた設計になっているのか、また、業者にもその意向を踏まえた対応をするよう伝えているのか、総合政策部長お聞かせください。

◎総合政策部長（染谷禎章）

林議員の質問にお答えをいたします。

窓口環境整備計画の案内表示のカラーバリアフリー化についての御質問をいただきました。

窓口環境整備計画につきましては、窓口関係課の業務の中でまとめられるものはまとめる、来庁者の動線を調査することで窓口関係課の配置をより便利なものにする、窓口を含めた案内を来庁理由に沿って表示するなど、わかりやすいものにするなど、市民の方にとって利用しやすい窓口になるよう進めているところでございます。

庁舎内の案内表示につきましては、市役所に、今議員がお示しいただいたような色覚特性を持つ方々が来庁される場合も、スムーズに案内できるような課の配置や表示方法であることが重要であると考えております。

したがって、本庁舎1・2階の案内表示につきましても、色の見え方が一般と異なる方にも部屋の配置が伝わるように、カラーバリアフリーにも考慮したものになるよう現在調整しながら進めているところでございます。

◆林政行

ありがとうございます。

カラーバリアフリーを考慮に入れた窓口環境整備計画になっているということで安心しました。

少しつけ加えますと、カラーバリアフリー化は、特に新しい概念ではなく、業者はこれまでのお客様の声などの蓄積により、自治体より先行して対応していることが多いです。例えば市役所の市民課に設置されているLEDの数字の案内表示も青色になっていますが、これも業者からの提案で色弱者の方に配慮したものになっていますし、障がい福祉課で発行されているパンフレットで業者の作成したパンフレットは、カラーバリアフリー化に対応したものになっています。

先ほどから言葉に出している色覚チョークやハザードマップのカラーバリアフリー化は、

カラーユニバーサルデザインにつながることもありますが、カラーユニバーサルデザインとは、多様な色覚に配慮して、情報がなるべく全ての人に正確に伝わるよう、利用者の視点になってデザインすることです。カラーユニバーサルデザインのガイドラインをつくっている自治体もあります。その中には奈良県も入っており、県に確認しますと、市の障がい福祉課を通じて対応をお願いしたということではありますが、それを受けての奈良市の行動が目に見えてきません。現時点では、各課が独自の判断でやっているところもあるというのが私の感想です。

2006年のバリアフリー新法においても、公共施設、交通機関の案内表示やサインについて、色覚に配慮した配色とデザインの必要性が明記されています。

そこで、奈良市においても、まずは、奈良県のカラーユニバーサルデザインガイドラインの徹底を促し、その上で必要性があるのなら、奈良市の策定も重要と考えます。そして、これらのガイドラインをもとに印刷物を作成するときはもちろんですが、ホームページや施設などをデザインする際にも配慮していくことが必要でありますし、何か新たにつくるとき、あるいは以前につくったものを更新するとき、このガイドラインを参考にしてカラーバリアフリーの実現を目指し、さらなる工夫、配慮をすべきであると考え、それらを福祉部から各部署に率先して発信していくべきと考えますが、福祉部長のお考えをお聞かせください。

◎福祉部長（堀川育子）

お答えいたします。

県が策定をいたしましたカラーユニバーサルデザインガイドラインの取り組みについてでございますが、色の識別がしにくい方、いわゆる色弱者の方に伝えたい情報を確実に伝えるためには、非常に大切なこととあります。色弱者の方にも十分に配慮されたカラーユニバーサルデザインを普及していくためには、日常生活の中で困難を感じる場面についてまず御理解をいただき、できるだけ多くの人が見分けることができる色の組み合わせに配慮をいただけるように、周知していくことが必要であると考えております。

奈良県においては、昨年3月に、議員お述べのとおりカラーユニバーサルデザインガイドラインが策定をされました。本ガイドラインには色覚の多様性の解説から、また具体的な実践事例、デザインチェックリスト、推奨配色セットなど詳細な情報が組み込まれております。

今後、本市の各部署に県のガイドラインを積極的に周知することによりまして、まずは理解を促し、色覚の多様性に配慮した取り組みが行われていくように働きかけてまいります。

◆林政行

ありがとうございます。

各部署に県のガイドラインを周知、理解を促し、色覚の多様性に配慮した取り組みが行えるように働きかけていくということですが、これは非常に重みのある言葉だと理解しています。

カラーユニバーサルデザインガイドラインの担当部署である奈良県の障害福祉課は、各部署に周知を促すと同時に、発信する立場として、職員が率先してふだんの文書や資料などからその対応を行っているということでもあります。福祉部も発信する立場でありますので、福祉部の皆様が率先してその対応を行い、その上で周知、理解を促すようお願いいたします。

次に、文字や図などの視覚情報提供のユニバーサルデザイン化には、カラーユニバーサルデザインのほかにもさまざまな取り組みが必要です。

そこで、音声コードについて伺います。

視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ているようであります。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、視覚障害のある方が比較的安価に文字情報を入手する手段として、情報提供側が文書に音声コードを張りつけし、情報利用者側が活字文書読み上げ装置を使って音声で情報を得る音声コードを利用する方法があります。

少し詳しく説明すると、音声コードとは、QRコードと同じ印刷物上の切手大の二次元コードです。漢字を含めた活字文書を約800文字格納できる音声コードは、ワープロソフトウェアに音声コード作成ソフトをインストールすることで簡単に作成することができ、活字文書読み上げ装置で読むことが可能です。活字文書読み上げ装置というと大層なものを想像するかもしれませんが、スマートフォンを利用している方は、音声コードを読み取るための専用アプリ―ユニボイスをダウンロードすることで簡単に利用することができます。

ただ、音声コードを印刷しても、視覚障害のある方はその印刷物に音声コードが添付されていることに気づきません。音声コードを添付した印刷物には必ず切り欠きを入れ、裏面に音声コードを印刷する際には、左側に音声コードを添付するといったことも必要であるようです。

現在、各自治体の広報紙や水道料金表など、さまざまなところで音声コードが使用され、他の自治体で導入が進んでいます。

そこで、奈良市においても音声コードの導入を進めていくべきと考えますが、福祉部長のお考えをお聞かせください。

◎福祉部長（堀川育子）

お答えいたします。

音声コードの導入についてでございますが、視覚障害のある方にとりまして情報バリア

フリーの重要度は極めて高く、情報不足の解消やニーズに合わせた適切な情報提供が重要であると認識しております。

現在、本市におきましては、市民だよりや障害者福祉のしおりなどにつきましては音声版を作成し、情報を提供しているところでございます。

また、音声コードの活用も情報提供のための手段の一つであり、まずは、他市の導入状況等を調査し、有効な活用方法を検討してまいります。また、庁内にも周知をし、各課において導入に向けた検討ができるよう促してまいりたいと考えております。

◆林政行

ありがとうございます。

音声コードのデモ機が障がい福祉課にあり、実際に活用され、作成したものを当事者の方に届けたお話も伺っております。言葉で伝えるより、一度利用してもらうことで作成の手軽さも感じてもらえると思いますし、音声コードは視覚障害者の方だけが対象ではなく、高齢者や外国人の方など、誰にでもやさしい情報を提供することが目的で、音声で情報を発信できるツールの一つとしてユニバーサルデザインの観点からも注目されているものであります。

奈良市では日常生活用具として、上限9万9800円の視覚障害者用活字読み上げ装置が給付されていますが、新たな選択肢として利用者が無料で取得できる音声コードが広く普及するようお願いします。

続いて、先ほども少し触れた音声コードを利用して、水道料金などの検針票の内容をスマートフォンにより音声で聞くことができるサービスを導入する自治体がふえてきています。

そこで、企業局としての導入の有無を、企業局長お聞かせください。

◎企業局長（池田修）

検針票への音声コードの二次元コードの導入についての御質問についてお答えいたします。

近年、自治体においての情報発信において、障害者、特に視覚障害者や在住外国人に二次元コードの利用が全国的にふえてきております。ガス・電気・水道業界では、平成29年8月に、北海道夕張市に水道水を供給する長幌上水道企業団というところがあるんですが、ここで初めて検針票に導入されました。以降、数カ所の上水道事業所で導入をされております。

導入に当たり、議員がおっしゃるように、検針票に切り欠け部分の設定をしたり、二次元コードの印字領域を設ける必要があり、新規用紙の作成、検針システムソフトの改造、ハンディターミナルという検針器の改造、また二次元コードを音声に変換するユニボイス印刷利用ライセンス料というようなものも必要となる場合があるそうです。しかしながら、障害

がある方への合理的配慮や、在住外国人サービスにおいて有効な手段であると考えられます。

奈良市においても、現在使用しているハンディターミナルの更新時期に合わせて、まずは先進事例の調査などを行い、今後導入に向けた検討も行っていきたいと考えております。

以上です。

◆林政行

ありがとうございます。

確かに改造費やライセンス料などを支払って利用している自治体もある一方で、自治体によっては、包括委託を結ぶとき、業者からの提案で自治体の負担なく利用している自治体もあります。

現在、企業局においては、資源の有効活用でハンディターミナル等を無料で貸し出したりするなどして、安価な委託料で包括委託を結んでおりますが、ハンディターミナルの更新時期が近づき、来年度次期包括委託の発注を予定しているとも思いますので、費用対効果が大前提になってくるとは思いますが、企業局が導入することにより、検針票は奈良市のほとんどの世帯に届けられるため、音声コードの認知度が格段に広がる社会貢献度も非常に高いと思いますので、それらを含め導入の検討をよろしくお願いします。

次に、奈良市犯罪被害者等支援条例について伺います。

犯罪被害に遭われた方は、心身の不調、生活上の問題、周りの人の言動による傷つきなど、さまざまなことを抱えており、これらの問題は決してひとりで解決できるものではありません。それらを解決する一つが、奈良市犯罪被害者等支援条例であると感じております。

そこで、犯罪被害者とはどのような方々と認識され、どのような支援を想定しているのか、市民活動部長お聞かせください。

◎市民活動部長（園部龍弥）

林議員の御質問にお答えします。

犯罪被害者とはどのような方と認識し、どのような支援を想定しているかという御質問でございます。

犯罪被害者とは、犯罪等により被害を受けた方、またはその家族、または遺族の方と認識しております。その犯罪等とは、犯罪被害者等基本法において、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為と規定されております。例えば殺人や暴行といった個人の生命や身体に危害を及ぼす行為で、刑法等により刑罰を科せられる行為のことであり、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とは、例えばDVや児童虐待が挙げられております。

次に、支援の内容についてでございますが、1点目に、相談及び情報の提供等であり、市

役所でできる手続や知りたい情報を提供するとともに、市役所では対応できない場合には、被害者支援ネットワークを通じ御本人のニーズに沿う関係機関等を案内し、支援が途切れないようにしてまいります予定でございます。

2点目に、居住の安定についてでございます。犯罪被害者の方々は、経済的にも精神的にも住居に困ることが多くあります。そのような場合には、市営住宅等を一時的に使用していただけるように住宅課等と連携をとってまいります。

3点目に、見舞金の支給でございます。犯罪被害に遭って亡くなられた方の御遺族に遺族見舞金として30万円、犯罪被害によって重い傷病を受けた御本人へは傷害見舞金として10万円の支給を規定しております。ただし、支給に関しましては、犯罪被害に遭われた方がその当時奈良市の住民基本台帳に登録されておられること、また当該被害について警察に被害届を提出し、受理されていることが要件となっております。

条例施行後は、関係機関とも連携を図りながらこれらの施策を行い、住民にとって一番身近な基礎自治体として、犯罪被害者等が住みなれた地域社会で再び平穏な生活を取り戻せるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

この条例がDVや児童虐待に該当すると感じる方は少ないと思います。また、支援の内容としても住宅の提供があり、これらは当事者の方はもちろんのこと、支援する方にも非常に助かると伺っています。この条例をしっかりとしたものにするためにも、対象者にはしっかりとつないでいただきたいと思っています。

定期的な市民だよりへの掲載と同時に、条例を見ただけではわからないことが多いので、ホームページやリーフレットは、できるだけ市民や支援者の関係機関の方々が見てわかりやすい作成をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。